

## 平成29年度 第23回 役員会議事要旨

日 時 平成30年2月14日（水） 10時30分～11時53分

場 所 学長室

出席者 学長，後藤理事，兒玉理事，寺本理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，北村監事

### 1 協議事項

#### (1) 教育研究院の設置に伴う基本的な規則等の制定及び改正について

学長から，本件について，平成30年4月1日の教員組織の再編に向けて，基本的な規則の制定及び改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，企画評価課長から，平成30年4月1日の教員組織の再編について，平成29年12月27日の役員会において，教育研究院，学域・学系の運営体制及び教員選考の在り方が審議了承されたところであり，これに基づき，骨格となる規則等の制定及び改正を2月中に行いたい旨の説明があった。

兒玉理事から，国立大学法人佐賀大学教員選考規則（案）第5条第2項の各戦略室が学域長に対して取るべき措置について意見が出され，再検討することになった。

その他，委員から，教育研究院におけるプロフィットの考え方，ガバナンス，教員選考の方法等について意見が出され，協議の結果了承され，教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

#### (2) 「国立大学法人佐賀大学教育研究院の設置に伴う運営体制の整備に関する要項」の制定について

学長から，本件について，平成30年4月1日の教員組織の再編に向けて，運営体制の整備を行うための要項を定めるものである旨の説明があった。

次いで，企画評価課長から，平成30年4月1日の移行時は，人事発令等の事務が輻輳することが予想されるため，学系長及び医療系長並びに学域長，教育研究院会議の構成員，学系等会議の構成員及び学域会議の構成員について「国立大学法人佐賀大学教育研究院の設置に伴う運営体制の整備に関する要項」を定め，3月の教育研究評議会内で内定する手

続により、3月中に必要な準備を行う旨の説明があった。

その後、人事課長及び総務課長から関係規則の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(3) 佐賀大学かささぎ奨学金実施規程の一部改正について

学長から、本件について、佐賀大学かささぎ奨学金実施規程を一部改正し、成績優秀者を対象とした給付型奨学金へ見直しを行うものである旨の説明があった。

次いで、兒玉理事から、申請手続きを予約型から事前申込不要の形式に変更したうえで、対象を一般入試（前期日程、後期日程）合格者とし、試験区分毎に入学試験の得点により成績上位者を合否判定会議（教授会）にて選考し、奨学生の義務を設ける旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

(4) 寄附講座の設置（更新）について

学長から、本件について、医療法人社団コスモス会オクダ内科循環器科及び有限会社浪速丸海事から、寄附講座「臓器関連情報講座」の設置について更新の申込みがあったものである旨の説明があった。

次いで、寺本理事から、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、平成29年12月13日開催の医学部教授会において審議了承されたものである旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(5) 会社情報提供エリアについて

学長から、本件について、佐賀県内企業による会社情報提供エリアを、各学部学生、教員が利用する本学図書館1階に恒常的に設置するものである旨の説明があった。

次いで、寺本理事から、会社情報提供エリアとして10ブースを設置し、地元企業が佐賀大学生に自社をアピールすること、教員との共同研究等のマッチングにも活用すること、企業ボードは各企業が設置するものとし、その費用は各企業が負担すること、各企業は設置する企業ボードの他に、会社共通掲示板にインターンシップ情報やアルバイト情報を掲示することができること、契約期間は平成30年4月1日からとし、利用料は1企業あたり年間60万円とする旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(6) その他

特になし。

## 2 報告事項

- (1) 剰余金の翌事業年度への繰越しに係る承認について  
財務課長から、平成28事業年度における剰余金の使途の承認申請を文部科学省に対し行っていたところ、平成30年1月29日付で承認されたことの報告があった。
- (2) その他  
特になし。

## 3 その他

特になし。

以 上